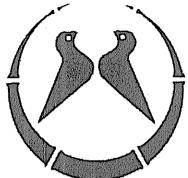


第553号
平成21年 8月



広やわだ

ホームページ
<http://www.city.yawata.kyoto.jp/>

発行・八幡市役所 編集・政策推進部秘書広報課

平成21年(2009年) 7月1日現在
人口7万4175人 前月比 72人増
 男:3万6406人 女:3万7769人
世帯 3万552世帯
動き 出生 62人 死亡 40人
 (6月分) 転入 257人 転出 207人

広報やわたしは、古紙を配合した再生紙と
環境にやさしい植物インクを使っています

〒614-8501 京都府八幡市八幡園内75 電話(075)983-1111 FAX(075)982-7988

まぶしい夏空
弾ける水しぶき

①土	健康な身体作りをしましょう （文化センター4階小ホール）	13時～15時30分
②日	弁護士相談（予約は7月28日～） 「ねんきん定期便・特別便」等相談会 （市役所1階税務相談室）	9時～17時（12時～13時除く）
③月	打ち水大作戦（市役所前）12時～	9時～17時（12時～13時除く）
④火	広島平和記念日	
⑤水		
⑥木		
⑦金		
⑧土		
⑨日	長崎原爆の日	
⑩月	△八幡人権・交流センター～13時～16時	
⑪火		
⑫水		
⑬木		
⑭金		
⑮土	終戦記念日	
⑯日		
⑰月		
⑱火	人権相談（生涯学習センター）13時～16時 弁護士相談（予約は11日～） △生活情報センター～13時15分～16時	
⑲水	△ふれあい福祉相談（八寿園）10時～14時	
⑳木	△行政相談（文化センター2階会議室） 9時～17時（12時～13時除く） △10時～12時、13時～16時 △13時～16時	
㉑金	△ふるさと学習館夏休み体験学習 （ふるさと学習館） △ふるさと学習館夏休み体験学習 （ふるさと学習館）	
㉒土	△9時30分～12時、13時30分～16時 △人権相談（八幡人権・交流センター）13時～16時	
㉓日	△9時30分～12時、13時30分～16時 △人権相談（八幡人権・交流センター）13時～16時	
㉔月		
㉕火		
㉖水		
㉗木	親子の楽しい料理教室 （八幡人権・交流センター）10時～12時	
㉘金	年金相談（予約制） （文化センター2階会議室1）10時～16時	
㉙土	たいこ橋ざなみフェスト （さざなみ公園（たいこ橋））15時～20時	
㉚日		

8月のカレンダー(予定)

今月の
主な内容

平和を願い黙とうを
八幡市駅前にアンテナショップ
ごみは分別して午前8時までに

2頁：納期限中に納付を

2面 納期限内に納付を
3面 情報入るば。未なむ

3面 情報ひつは・めなん
4面 子育て・相談・生活・

五

保健医療(健康検査・予防接種ほか)

保健医療(健康診査・予防接種ほか)
走者の話題(非割堤七夕まつりほか)

まらの話題(青割堤セタまつりほか)
8月30日は衆議院議員総選挙

10-11

10、11面
12面

12面

平和を願い 黙とうを

昭和20年8月6日午前8時15分、広島に原爆弾が投下され、同9日午前11時2分、長崎に原爆弾が投下されました。終戦から今年で64年。多くの犠牲者のご冥福と恒久平和を祈念するため、次の日時に一分間の黙とうをお願いします。

▽広島被爆の時
8月6日午前8時15分
▽長崎被爆の時
8月9日午前11時2分
▽終戦の日
8月15日正午

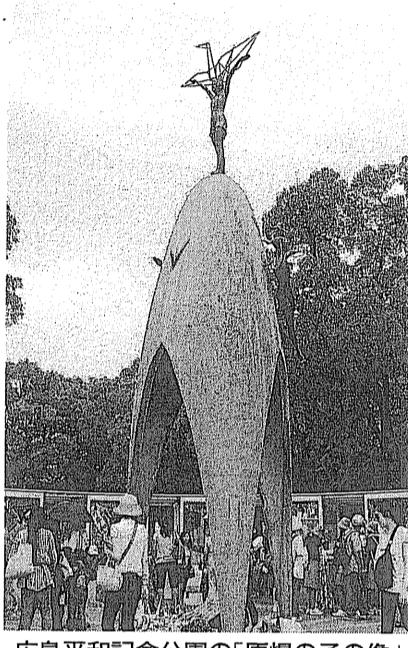
北朝鮮が地下核実験を行いました。市と市議会は、核兵器の廃絶に逆行するようこの行為に対し、強く抗議しました。
平和とは、いじめや暴力、犯罪、貧困、飢餓などがない、安心して勉強する

こと、遊ぶこと、食べる」とーー市は、戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代へ語り継いでいくため、八幡市非核平和都市推進協議会(ピース八幡)とともに平和推進事業に取り組んでいます。

平和の尊さ語り継ぐ

市は、昭和57年9月に京都府内で最初に「非核平和都市宣言」を行いました。宣言は、核兵器の廃絶と軍備の縮小、平和への願いを訴えています。

世界には今も核兵器が存在し、一部の地域では紛争やテロによって、多くの人が犠牲となったり平和な生活が阻害されたりしています。また今年の5月には、



広島平和記念公園の「原爆の子の像」

平和大使 広島に派遣

市内の中学生8人が8月5日、広島平和記念式典(8月6日)に参加するため、被爆地「ヒロシマ」に出発します。

やわた考古録

<11>

「男山東麓の開発 一八幡宮遷座と強く関係一」



いわし みずは ちまんぐら せんざい 石清水八幡宮が遷座した平安時代、八幡の町はどのような様子だったのでしょうか。

男山北部の山頂や東高野街道ができて八幡宮の門前町としてにぎわう男山北麓から東麓に、八幡宮遷座前の遺跡は、山頂の古墳を除いて確認できません。それもそのはず、田畠から遠い山頂は本来居住には適しておらず、三川の合流部に近い山麓は低湿で、近年まで何度も洪水被害に悩まされました。山麓が人々の居住地となるには、盛り土や排水路の整備など、大規模な土木工事が必要でした。

◇ふるさと学習館（八幡第四小学校内）☎972-2580◇
開館：午前9時30分～午後4時30分（月曜・祝日は休館）

八幡山路で行った発掘調査では、平安時代以来の積み重ねられた盛り土層が見つかっています。ここで9世紀後半ごろの土器が複数発見され、八幡宮の遷座直後から人々の活動があったことが確かめられました。また12世紀後半ごろの平安時代後期、湿地状の岸辺の跡に、神饌や儀式にも使われる土師器の皿が大量に投棄されており、八幡宮と強く関係を持ちながら男山東麓の土地利用が拡大することもわかりました。

山麓の八幡の町は、先人たちの水を制する努力によって、形づくられてきました。

パン作りに励む食彩の会の皆さん（四季彩館）



京・流れ橋食彩の会が運営

京阪八幡市駅前に9月上旬、米粉を使ったパンやお菓子を販売するお店が開店します。店の名前は「まい（米）ショップやわた」。市の委託を受けて特定非営利活動法人（NPO）の京・流れ橋食彩の会（理事長・谷口美智子）が運営するアンテナショップです。

市内では、茶やタケノコといった特産品をはじめ、安全でおいしいお米が作られています。食彩の会は、これらを使ったパンなどを作り「やわた流れ橋交流プラザ四季彩館」（上津屋里垣内）で販売しています。作ればすぐに売り切れとなる状態でしたが、平成20年

に粉碎機を導入するなど、もっと多くの人に提供できる環境が整いました。まいショップやわたは、八幡産にこだわったスペシャルミツブ。販売する商品は、八幡産の米を使った米粉パン、米粉クッキー、昔ながらの手焼おかき、まんじゅ

に粉粹機を導入するなど、もっと多くの人に提供できる環境が整いました。まいショップやわたは、八幡産にこだわったスペシャルミツブ。販売する商品は、八幡産の米を使った米粉パン、米粉クッキー、昔ながらの手焼おかき、まんじゅ

に粉粹機を導入するなど、もっと多くの人に提供できる環境が整いました。まいショップやわたは、八幡産にこだわったスペシャルミツブ。販売する商品は、八幡産の米を使った米粉パン、米粉クッキー、昔ながらの手焼おかき、まんじゅ

う、米みそ、つけみそ、タケノコなどを使った炊き込みご飯の素などです。

「お気軽にお店に立ち寄りください。おいしい八幡のお茶もあります」と話す

京都府立大学農業経営学研究室の学生さんは、現在、

アウトを考えるなど、開店に向け準備を進めていま

す。

アンテナショップは、単に商品を販売するだけな

く、八幡の農業振興のため、

情報の発信や同じテーマで活動する人々の情報交換の場でもあります。

◆問い合わせ 農業振興課

□質問 エコ対策・太陽光パネルの公的助成を検討して欲しい。

回答 太陽光パネルの導入には、多額の設置費用が必要になります。市民に導入を勧めるには、

事業者等の情報を提供していま

す。

□質問 架空請求をする業者など

の情報を提供して欲しい。

回答 市ホームページのトップ

画面「くらし・消費生活」の「案

内・生活情報センターのご案内」に掲載している「京都府消費生活

安全センター」や「国民生活センタ」のホームページで、架空請求

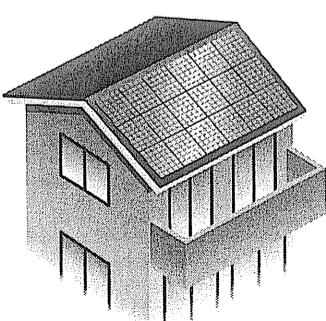
業者等の情報を提供していま

あなたの家の耐震診断 に補助金

耐震改修工事に補助金

◆問い合わせ 秘書広報課

どのくらいの期間で費用が回収できるのかなどの研究も必要です。今後、助成制度も視野に入れながら、まずは学校など公共施設から、自然エネルギーの活用方法等を検討します。



定額給付金の 申請期限は 10月14日

定額給付金の申請期限は

10月14日です。期限を過ぎると給付を受けることができなくなります。市から送付しました申請書に必要事項を記入し、できるだけ早く申請してください。

* * *

事業室が市役所へ
事業室の場所が8月31日から第1会議室（市役所1階・警備員室前）に移動します。ご注意ください。

しないさせない 迷惑駐車

駐車違反や放置自転車は、交通渋滞や交通事故の原因となります。緊急車両等の活動の妨げにもなります。みんなで迷惑駐車をなくしましょう。

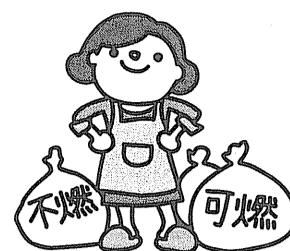
自転車事故が多発 自転車安全利用の 5つの決まり

①自転車は車道が原則、歩道は例外
②車道は左側を通行
③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
④安全ルールを守る
⑤子どもはヘルメットを着用

◆市交通安全対策協議会・
八幡警察署

* * *

◆申込期限・問い合わせ
いずれも10月30日（金）までに住宅課へ（土・日・祝日を除く）。受付時間は、午前9時～正午、午後1時～4時。申請書（市ホームページからダウンロード）は住宅課にあります。



ごみは分別して午前8時までに

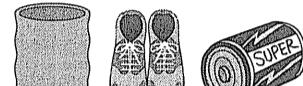
ごみを出すときは分別して、必ず収集日の朝8時までに出してください。ごみ袋は45kg以下の透明袋で1世帯につき2袋までです。

燃やごみ (週2回)



- 台所ごみは、水を切ってください。
- 草や落ち葉は、乾燥させてください。
- 紙おむつは、汚物を取り除き小さくまとめてください。

燃やさないごみ (週1回)



- 陶磁器類、ガラス類、小型家電製品、家庭用炊事用品、布類、くつ、かばん、使い捨てカイロ、プラスチック、ビニール製品、ラップ等。

※乾電池類は、透明袋に入れて燃やさないごみの日に出してください。ボタン電池、充電式電池等は販売店等の回収箱に出してください。

☆市からのお願い

陶磁器類、ガラス類は厚紙などに包み「割れ物」と表示してください。串、包丁等は厚紙などに包み「危険物」と表示してください。

資源物 (週1回)



●空き缶(ジュース、ビール、缶詰など)は、簡単に水洗いをしてください。飲食用以外のものやペットフード用の空き缶は「燃やさないごみ」へ出してください。

●紙パックは、開いて水洗いし、乾かしてからひもで縛って出してください。内側がアルミ箔のものは「燃やさないごみ」へ出してください。

●発泡食品トレー、発泡スチロールは、ラベルやひも等は取り除き、簡単に水洗いをしてください。ラーメン、納豆等の容器は「燃やさないごみ」へ出してください。

●ペットボトルは、フタとラベルを取り、簡単に水洗いをしてください。フタとラベルは「燃やさないごみ」へ。食用油の入っていたものは「燃やさないごみ」へ出してください。

※卵の容器等は、リサイクルマークがついている「燃やさないごみ」へ出してください。

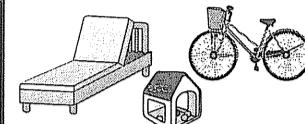
●空きビンは、フタを取り簡単に水洗いをしてください。化粧品のビン、コップや油の入っていたビンなどは「燃やさないごみ」へ出してください。

●スプレー缶、カセットボンベは、中身を完全に使い切ってから、穴を開けずに出してください。

定点収集にご協力を

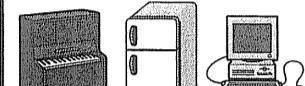
収集作業を効率的に行えるよう、ごみの定点収集にご協力をお願いします。世帯ごとばらばらに出さず、ごみは近所でまとめて出してください。

大型ごみ



●家具類、寝具建具類、遊具、自転車などの大型ごみの有料収集(予約制)は電話で受け付けています。環境事務所への持ち込みもできます。石油ストーブは灯油を抜き、電池をはずして出してください。

市では収集 できないごみ



●ピアノ、オートバイ、コンクリート、土砂、農薬、塗料、灯油、ガソリン、ボタン電池、充電式電池などの処理困難物や産業廃棄物等は、販売された販売店もしくは、専門店にご相談ください。

●テレビ、冷蔵庫(冷凍庫)、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機は、家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)でリサイクルが義務付けられています。

●パソコンは、資源有効利用促進法によりメーカーが自社製品の回収とリサイクルを行っています。

●引っ越し等で一度に多量のごみが出たときは、城南衛生管理組合処理施設へ搬入してください。この場合、市で発行する指示書が必要です。自分で搬入できない場合は、一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼することもできます。

●工場、スーパー、飲食店などから出たごみ(事業系一般廃棄物)は、市の一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼してください。

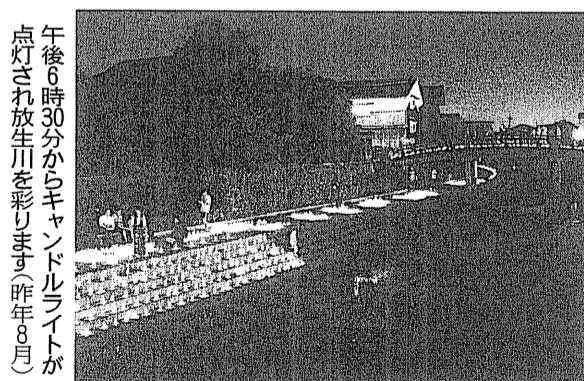
◆問い合わせ 環境業務課

資源ごみは有効活用

再生資源化奨励金制度

市は、資源物の集団回収を行う自治会、子ども会などの市民団体に対し、再生資源化奨励金を交付します。古新聞、古雑誌、ダンボール、古着などは、地域の集団回収に出しましょう。

やすらぎの水辺をもう一度 たいこ橋さざなみフェス



午後6時30分からキャンドルライトが放生川を彩ります(昨年8月)
△内 容 模擬店、遊びの
△会 場 さざなみ公園周辺(京阪八幡市駅より南
△日 時 8月30日(日)
△歩 行 3分
△時 間 午後3時から8時
△場 所 広場、ステージほか

◆問い合わせ

実行委員会事務局 090-3998-6879

**暑いと思ったらやってみよう
みんなで打ち水大作戦**

市は8月4日の正午、市役所や市内公共施設で「打ち水大作戦2009 in やわらぎ」を行います。打ち水大作戦は、環境問題や省エネルギーについて考える「きつかけ作り」を目的に、打ち水大作戦本部(NPO法人日本水フロー)が行います。打ち水は昔から夏に涼を得る生活の知恵として知られています。皆さんもこの夏、自宅周辺で打ち水をして自然の冷房効果を体験してみませんか。

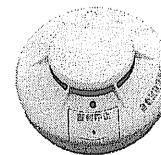
◆問い合わせ 環境保全課



打ち水をする市民ら(昨年8月7日、市役所南玄関前)

火災からあなたを守る 住宅火災警報器

火災発生にいち早く気付いていれば、助かった人は多いといわれています。このため消防法で、住宅には火災警報器の設置が義務付けられています。既設住宅は、平成23年5月末日までに設置しなければなりません。



火災警報器は火災の煙や熱を自動的に感知し、警報音や音声で知らせてくれます。貴重な生命と財産を守るために、できるだけ早く設置してください。

◆問い合わせ 消防本部 981-4119

改修工事が完了した期日に
【減額の期間】
改修工事が完了した期日に
と。

年間
・平成25年1月1日から平成
24年12月31日までの改修…2
年間
・平成22年1月1日から平成
21年12月31日までの改修…3
年間
・平成18年1月1日から平成
27年12月31日までの間に、現
行の耐震基準に適合させたた
めに改修工事を行った住宅
で、「耐震改修工事」の費用
の合計が30万円以上である)



住宅の耐震改修工事を実施
した場合、当該家屋の固定資
産税額の2分の1相当額を減
額します。
【減額される要件】
▽昭和57年1月1日以前から
存在する住宅（賃貸住宅を除
く）であること。
▽平成18年1月1日から平成
27年12月31日までの間に、現
行の耐震基準に適合させたた
めに改修工事を行った住宅
で、「耐震改修工事」の費用
の合計が30万円以上である)

◆問い合わせ 資産税課
改修工事が完了した期日に
【減額の期間】
改修工事が完了した期日に
と。

固定資産税を減額

住宅の耐震改修工事

口座振替が便利

納期限までに取扱金融機関またはコ
ンビニ等で納付してください。納期限
を過ぎると延滞金および督促手数料が
加算されます。

◆口座振替の利用を
口座振替を利用すると、納
期限の日に指定の口座から自
動的に振替（払込）します。
このため、各税の納期ごとに
わざわざ出向くこともなく、
納め忘れもありません。

口座振替の手続きを8月20
日までにすると、9月が納期
の固定資産税（第3期分）か
ら、また9月18日までなら10
月が納期の市・府民税（第3
期分）から振替をします。輕
自動車税は来年度分からとな
る。

ります。なお、振替は各納稅
義務者の税目単位で行います
が、軽自動車税は所有されて
いるもの全てを振替します。
口座振替の申し込みは、市
税取扱金融機関（市外の金融
機関には申込書がない場合が
あります）または納稅課でお
願いします。

◆納付が困難な
場合は相談を

未納を放置し続けると、財
産を差押えるなどの滞納処
理を行うことになります。

◆問い合わせ 納稅課
付することになります。
はそのままにしないで、納
付方法などについてご相談く
ださい。



国保医療課からのお知らせ

自己負担限度額（基準額）

※平成20年4月から7月までの分は、平成20年8月から平成21年7
月までの分と合算して（）内の限度額を適用する場合があります。

区分	70歳未満の人 (国保被保険者)	70歳以上75歳未満の人 (国保被保険者)	75歳以上の人 (長寿医療制度被保険者)
市民税 非課税世帯	①世帯全員の所得が一定以下（年金収入80万円以下）の場合 上記①以外の場合	34万円（45万円）	19万円（25万円） 31万円（41万円）
	下記③以外の場合	67万円（89万円）	56万円（75万円）
市民税 課税世帯	②高齢受給者証または被保険者証の負担割合が「3割」となる場合 ③世帯全員の基礎控除後の合計所得が一定以上（600万円を超える）の場合		67万円（89万円）
		126万円（168万円）	

世帯の負担軽減 医療と介護サービス

世帯内の国民健康保険（国
保）または長寿（後期高齢者）
医療制度の被保険者が、1年
間（毎年8月1日から翌年7
月31日まで）に支払った医療
保険等と介護保険の自己負担
額を合計し、表の基準額を5
00円以上超えた場合、その
超過額を支給します。

※自己負担額とは、世帯員そ
れぞれの医療保険の高額療養
費および介護保険の高額介護
サービス費を差引いた残りの
額です。

△申請は、8月1日から国保
医療課で受け付けます。
※支給対象者は、12月以降
にお知らせします。お知らせ
が来た場合は、国保医療課
の窓口で申請してください。
ただし、平成20年4月1日
から平成21年7月31日まで
の間に、市町村を越える転
居をした人や他の医療保険
から加入された人について
は、通知のできない場合があ
ります。

医療機関の窓口で支払う 自己負担の割合

国保に加入している昭和9
年8月2日以降に生まれた70
歳以上75歳未満の人に高齢受
給者証を交付します。8月1
日以降、医療機関で診療を受
けるときは、保険証とともに
高齢受給者証を窓口に提示し
てください。

高齢受給者証を交付

①2割負担（平成22年3月31
日までは一割） 住民税課税
所得が145万円未満の人
②3割負担（現役並み所得者）
同一世帯に住民税課税所得
が145万円以上の70歳以上
75歳未満の国保の被保険者が
いる人

3割負担の人でも収入額に
よっては、申請により負担割
合が2割負担となる場合があ
ります。この申請を基準収入
額適用申請といいます。

△2割負担となる要件
・70歳以上75歳未満の国保被
保険者2人以上の世帯で、そ
の年収が520万円未満（1
人の場合は383万円未満）
の場合
・同一世帯に長寿医療制度に
移行する人がいて、70歳以上
の国保被保険者が1人となっ
た人が、住民税課税所得14
5万円以上かつ収入383万
円以上で、同一世帯の長寿医
療制度に移行した人の収入も
含めて520万円未満の場合

額です。
△申請は、8月1日から国保
医療課で受け付けます。
※支給対象者は、12月以降
にお知らせします。お知らせ
が来た場合は、国保医療課
の窓口で申請してください。
ただし、平成20年4月1日
から平成21年7月31日まで
の間に、市町村を越える転
居をした人や他の医療保険
から加入された人について
は、通知のできない場合があ
ります。